

ID: 391

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	指定催しの指定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市火災予防条例 第45条の2第1項		
例 規 番 号	昭和48年条例第28号		
【根拠条文】 (指定催しの指定) 第45条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。 2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。 3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 393

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	タンクの水張検査等の手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市火災予防条例 第49条の2第2項		
例 規 番 号	昭和48年条例第28号		
【根拠条文】 (タンクの水張検査等) 第49条の2 消防長又は消防署長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。 2 前項の規定により検査を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。 (1) 水張検査 1基につき 6,000円 (2) 水圧検査 ア 容量600リットル以下のもの 1基につき 6,000円 イ 容量600リットルを超えるもの 1基につき 11,000円 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日